

日本と中国における動詞「領」字の意味比較

— 漢語動詞「領ず」の成立過程と表現価値 —

柚木靖史

はじめに

本稿では、『源氏物語』に代表されるような平安時代和文に使用される漢語動詞「領ず」について、その語幹の部分に相当する漢字「領」を対象に、中国文献と、日本文献の意味の比較を行うことによって、中国の「領」字を、日本がどのように受容したかということについて考察する。中国の「領」字の意味を日本がそのまま受容したのか、あるいは受容の過程で何らかの和語化がなされたのかということについて解明することを、本稿の中心的課題としたい。

考察の手順としては、まず、中国文献の動詞「領」字の意味を検討する。中国文献の動詞「領」字については、訓点資料も用い、動詞「領」字がどのように読まれたかということについても検討する。次に中国文献の動詞「領」字の意味の検討を踏

まえて、日本の上代文献の動詞「領」字の意味と比較する。さらに、その後に成立した漢字表記資料の古文書や古記録の動詞「領」字の意味について検討し、日本において、動詞「領」字の意味に変化があったかどうかということを確認する。そして最後に『源氏物語』の漢語動詞「領ず」の意味について検討し、中国文献や日本の漢字表記文献を対象にした動詞「領」字の意味の考察を踏まえて、漢語動詞「領ず」の成立過程と、その平安時代和文における表現価値について明らかにしたい。

なお、本稿では、漢語動詞「領ず」の語幹を形成する漢字「領」を、標題に示したように動詞「領」字としているので、以下、この表現を用いる。

一 辞書類における動詞「領」字の記述

まず、日本の様々な字書、字典類において、「領」がどのよう

に説明されているかということについて確認しておく。「領」という漢字は、『改訂 字統』に、「要領」は腰と頸で、人体のもっとも重要なところ。それで統領の意となり、領地・領事のように支配する意となり、心に領して領悟・領略の意となり、その独自に領悟するところを本領という。」と記されるように、もとは「くび」を意味していたのが、「くび」は人体のもっとも重要な部位であることから、「支配する」の意に転じたとされる。

『色葉字類抄』⁽²⁾には、「領」字に対して、動詞の訓としては、「リヤウス」(前田本 上巻 辞字 74丁表3行目)、「カヘル」(前田本 下巻 辞字 37丁裏6行目)、「アツカル」(前田本 下巻 辞字 76丁表1行目)の訓が載せられている。「リヤウス」の訓が載せられていることは、「領」字を漢語動詞として読むことが広くなされていたことを示すのであろう。なお、漢語動詞「領ず」の意味としては、『日本国語大辞典』⁽³⁾によれば、「領する」の項に、「①手に入れる。自分の所有とする。占有する。自己の所有として支配する。」②心霊・魔物などが取りついて思うままにする。とりこにする」③受け取る。領収する。また了承する。」が載せられている。このように、「領する」の意味には、先に『字統』の説明にもあったように、「領」字の「支配する」という意味が反映されている。

『色葉字類抄』の「領」の訓にある「アツカル」の意味として

は、『日本国語大辞典』に、「人の身柄や物事を引き受けて守る。物事を任されて保管、管理する。」とあり、また、「シル」の意味としては、「ある範囲の土地などを治める。統治する。」と記されている。これら、「アツカル」「シル」の意味は、「領」の意味である「支配する」と類似しており、漢文で使用された動詞「領」字の意味に応じて、「アツカル」「シル」という訓が選ばれ、付されたのであろう。ただ、『色葉字類抄』にある「カヘス」「カヘル」の訓については、『日本国語大辞典』の「かえる」「かえず」の項を見ても、「支配する」と類似した意味は見当たらない。強いて挙げれば、「もとの持ち主に移す。返済する。」「もとの場所や持ち主にもどる。」が「支配する」と類似した意味に該当するであろうか。実際に動詞「領」字を「カヘル」や「カヘス」の訓で読んだのかどうかについては不明である。『訓点語彙集成』⁽⁴⁾に挙げられた「領」の訓をみても、「領」字を「カヘス」「カヘル」と読んだ例は見られない。

ちなみに、成立年代は下るが、『観智院本類聚名義抄』(佛下本⁽⁵⁾)には、「領」に対して、「アツカル」「ヲサム」「サツク」という、動詞の訓が挙げられている。「アツカル」は、『色葉字類抄』の訓と一致するが、「ヲサム」「サツク」は『色葉字類抄』には挙げられていない。「ヲサム」には、「支配する」の意味があり、『訓点語彙集成』にも、「領」の訓として挙げられている。ただし、「サツク」の訓は、『訓点語彙集成』に見られない。

二 中国文献における動詞「領」字の意味

この節では、中国文献のうち、『史記』『漢書』『文選』を対象に、動詞「領」字の意味について検討する。これらの文献を対象とするのは、日本の古代から、日本の文芸活動に影響を与えた書であり、早く、日本における漢字使用が定まりつつあった上代の『日本書紀』や『万葉集』にその影響が見えることから、これらの文献を対象とすることで、直接ではないにしても、日本における動詞「領」字が受容された当初の姿を捉えることができる⁽⁶⁾と考えたからである。

二一 『史記』の動詞「領」字

『史記』で使われた動詞「領」字は、管見に入る限り、次に示すように、すべて「統括する」という意味である。⁽⁷⁾

(一) 「統括する」という意味の動詞「領」字

- 1 郡県遠方神祠者、民各自奉祠、不領於天下之祝官、祝官有秘祝、即有苗祥輒祝祠、移過於下。(史記 四 八書 封禪書第六 243頁14行目)
- 2 始名山大川在諸侯、諸侯祝各自奉祠、天子官不領、及

齊淮南國廢、令太祝以歲時致礼如故。(史記 四 八書 封禪書第六 248頁1行目)

3 量吏祿、度官用、以賦於民、而山川園池市井租稅之入、自天子以至于封君湯沐邑、皆各為私奉養焉、不領于天下之經費。(史記 四 八書 平準書第八 271頁4行目)

4 於是以前東郭咸陽・孔僅為大農丞、領塩鉄事、桑弘羊以計算用事侍中。(史記 四 八書 平準書第八 285頁1行目)

5 而桑弘羊、為治粟都尉、領大農、尽代僅筦天下塩鉄。(史記 四 八書 平準書第八 306頁2行目)

1の「不領於天下之祝官」は、「天子の任命する祝官が統括しない」という内容である。2の「天子官不領」は、「天子の任命する祝官が統括しない」という内容である。3の「不領于天下之經費」は、「国家の經費を統括しない」という内容である。4の「以前東郭咸陽・孔僅為大農丞、領塩鉄事」は、「東郭咸陽・孔僅を大農丞にして、塩や鉄のことを統括させた」という内容である。5の「領大農」は、「大農のことを統括する」という内容である。このように、用例1から用例5の動詞「領」字は、すべて「統括する」という意味を表すと考えられる。なお、これら「統括する」という意味の動詞「領」字は、職位や職務内容を対象とする点で共通する。

二二二 『漢書』の動詞「領」字

『漢書』の動詞「領」字は、次に示すように、「統括する」「統率する」「管理する」「統治する」という意味で使用されている。ただ、これらの意味は、『字統』の説明に従えば、すべて「支配する」という意味に解することもできる。ここでは、「職位や職務内容」を対象に取る動詞「領」字は「統括する」の意味とし、「人」を対象に取るものは「統率する」の意味とし、「金や物品」を対象に取るものは「管理する」の意味とし、「国や土地」を対象とするものは「統治する」の意味とした。

なお、用例は和刻本によったので、訓点も用例に付している。⁽⁸⁾

(1) 「統括する」という意味の動詞「領」字

- 1 皇帝即日夕入未央宮、夜拜宋昌為衛將軍、領南北軍、張武為郎中令、行殿中。(卷四 文帝 1 冊目 54 頁下右 13 行目)
- 2 上始親政事、又思報大將軍功德、廻復使樂平侯山領尚書事。(卷八 宣帝 第 1 冊 84 頁下右 1 行 目)
- 3 以三元舅侍中衛尉陽平侯王鳳為大司馬大將軍、領尚書事。(卷十 成帝 第 1 冊 96 頁上左 8 行目)

4 賢即日自殺。新都侯王莽為大司馬、領尚書事。(卷十二 平帝 第 1 冊 105 頁下右 7 行目)

5 一日中丞。在殿中蘭台、掌圖籍秘書、外督部刺史。內領侍御史。員十五人。(百官公卿表 卷七上 第 1 冊 184 頁上左 3 行目)

6 於是東郭咸陽孔僅為大農丞、領塩鉄事。(食貨志第四下 第 1 冊 286 頁上左 13 行目)

7 而桑弘羊為治粟都尉、領大農、(食貨志第四下 第 1 冊 289 頁上右 4 行目)

8 遠方祠者、民各自奉祠不領於天子祝官。(郊祀志第五上 第 1 冊 297 頁上左 11 行目)

1 は、「宋昌を衛將軍に任じて南北軍を統括させた」という内容である。2 は、「樂平侯山に尚書の職務を統括させる」という内容である。3 は、「母方の舅、侍中衛尉陽平侯王鳳を大司馬大將軍とし、尚書のことを統括させた」という内容である。4 は、「新都侯王莽が大司馬になって、尚書のことを統括した」という内容である。5 は、「侍御史を統括する員数は、十五人である」という内容である。6 は、「東郭咸陽と孔僅を大司農の丞として、塩鉄のことを統括させた」という内容である。7 は、「桑弘羊が治粟都尉となって大農を統括した」という内容である。8 は、「遠方の祠は、天子の祝官の統括するところではなかった」とい

う内容である。

(2) 「統率する」という意味の動詞「領」字

9 僕射二人主^{コトヲ}領^ニ諸^シ樂人^ヲ (礼楽志第二 第1冊 265頁
下右10行目)

10 陛下雖^モ賢^ト誰^ト與^レ領^レ此^ヲ (列伝 賈誼伝第十八 第2冊
550頁下右2行目)

11 雲^ガ弟^ハ山^ハ奉^シ車^ヲ郡^ヲ尉^シ侍^レ中^ニ、領^ス胡^ノ越^ノ兵^ヲ。(列伝 霍光金日
磾伝 第三十八 第2冊 723頁下左5行目)

12 諸^{スル}領^{スル}胡^ノ越^ノ騎^ヲ。(列伝 霍光金日磾伝 第三十八 第2
冊 725頁上左3行目)

13 成^ノ帝^ノ時^ニ為^シ侍^レ中^ニ騎^ヲ都^ヲ尉^シ、領^ス三^ノ輔^ノ胡^ノ越^ノ騎^ヲ。(列伝 霍光
金日磾伝 第三十八 第2冊 728頁上左7行目)

9は、「僕射二人はもろもろの樂人を統率する」という内容である。10は、「陛下は賢明ですが、誰と共に諸王を統率なさいますか」という内容である。11は、「雲の弟山は奉車郡尉侍中となって、胡・越の兵を統率した」という内容である。12は、「管領が、胡越の騎を統率する」という内容である。13は、「涉は、成帝のとき侍中騎都尉となり、三輔地方にいる胡騎・越騎を統率した」という内容である。

(3) 「管理する」という意味の動詞「領」字

14 皆^ク各^ク為^シ私^ノ奉^シ養^シ不^レ領^レ於^テ天^ノ下^ノ之^ノ経^ノ費^ニ。(食貨志第四上
第1冊 278頁上右8行目)

15 寡^ク人^ト頼^リ先^ノ帝^ノ休^ニ德^ニ、獲^テ奉^シ北^ノ藩^ニ、親^シ受^テ明^ノ詔^ヲ、職^ス吏^ト事^ト、領^シ庫^ノ兵^ヲ。(列伝 第2冊 武五子伝 675頁下左4
行目)

16 廉^ノ吏^ノ一^ノ人^ヲ為^シ領^シ錢^ヲ物^ヲ。(列伝 第2冊 武五子伝 679頁
下右12行目)

14は、「皆が税金を天下の経費として管理する」という内容である。15は、「私が、武庫の兵器を管理する」という内容である。16は、「廉吏が錢や物品を管理する」という内容である。

(4) 「統治する」という意味の動詞「領」字

17 既^{シテ}領^シ外^ノ國^ヲ。(列伝 傅常鄭甘陳段伝第四十 第2冊
740頁上右5)

17は、「湯はすでに外国を統治するようになった」という内容である。

二二三 『文選』の動詞「領」字

『文選』の動詞「領」字は、次に示すように、「職務」「職責」を対象としており、「統括する」という意味で使われていた。⁽⁹⁾

(1) 「統括する」という意味の動詞「領」字

- 1 今天子諒闇之際、領太傅主簿。(文選 賦篇 下 閑居賦 188頁4行目)
- 2 其以丞相、領冀州牧如故。(文選 文章篇 上 冊魏公九錫文 203頁8行目)
- 3 遂階親寵、累忝非服、弱冠濯纓、沐浴玄風、頻繁省闈、出領六軍。(文選 文章篇 上 讓中書監表 327頁7行目)
- 4 幕府轍復分兵命銳、修完補輯、表行東郡、領兗州刺史、被以虎文、獎覺威柄、冀獲秦師一剋之報。(文選 文章篇 中 為袁紹檄予州 367頁1行目)
- 5 二年、以本官領丹陽尹。(文選 文章篇 中 王文憲集序 546頁9行目)
- 6 復以本官領國子祭酒。(文選 文章篇 中 王文憲集序 548頁2行目)
- 7 三年、解丹陽尹、領太子少傅、餘悉如故。(文選 文章篇 中 王文憲集序 548頁3行目)

8 又領本州大中正。(文選 文章篇 中 王文憲集序 549頁1行目)

1の「領太傅主簿」は、「太傅の主簿を統括する」という内容である。2の「領冀州牧」とは、「冀州の牧を統括する」という内容である。3の「出領六軍」は、「六軍を統括する」という内容である。4の「領兗州刺史」は、「兗州の刺史を統括する」という内容である。5の「領丹陽尹」は、「丹陽の尹を統括する」という内容である。6の「領國子祭酒」は、「國子祭酒の職務を統括する」という内容である。7の「領太子少傅」は、「太子少傅を統括する」という内容である。8の「領本州大中正」は、「本州大中正を統括する」という内容である。これらの動詞「領」字の対象は、「職務」「職責」である。

以上、『漢書』『史記』『文選』の動詞「領」字の意味について考えてきた。これら漢籍の動詞「領」の意味は、対象の違いによって「統括する」「統率する」「管理する」「統治する」という意味になるが、広く捉えると全て「支配する」という意味として括ることができる。つまり、主体が対象を「自分の意のままの状態にして」「支配する」ことが動詞「領」字の基本的な意味であると考えることができる。

三 訓点資料における動詞「領」字の読み

三― 動詞「領」字を和語動詞読みした例

動詞「領」字は、『色葉字類抄』に、「リヤウス」「カヘル」「カヘス」「アツカル」「シル」の読みが記され、『観智院本類聚名義抄』に、「アツカル」「ヲサム」「サヅク」の読みが記されることを述べたが、実際に訓点資料での、動詞「領」字の読みをみると、管見に入る限り、和語動詞で読んだ例はほとんど見られず、大半は後に示すような漢語動詞「リヤウス」として読んでいる。和語動詞として読まれた確例としては、次に示すように、『金剛般若経集験記』⁽¹⁰⁾に、「カムガフ」「キテ」の例があり、『高山寺藏大毘盧遮那成仏経疏』⁽¹¹⁾に「サトル」「カヘリミ(ル)」の例がある。

用例1の動詞「領」字は、「兵」という組織を対象としているので、「統括する」という意味である。動詞「領」字の訓の「カムガフ」は、「比べ調べる」という意味を表すのであろう。ここでの動詞「領」字を、「兵士ひとりひとりを比べ調べる」という意味と理解して、「カムカフ」の訓を付したと考えられる。2、3の動詞「領」字は、「焦策」という人を対象にしているので「統率する」という意味である。この意味に即して、「井ル」という和訓を付したのであろう。ただし、「率(ゐ)る」は、

「伴って行く」という意味となるので、動詞「領」字の本来の「支配する」という意味とは解釈が異なることになる。実際に、2の本文中には、「喚(び)来(たり)」とあり、3の本文中には、「廻カヘリ(て)」とあるので、「率いる」の意味に解するのが自然でもある。したがって、「井ル」という訓は、本文の内容に即した訓を付しているといえよう。

用例4の動詞「領」字の対象は「諸余の法門」という抽象的な概念である。このように抽象的な概念を対象に取る例は、先の『史記』『漢書』『文選』という漢籍には見られなかった。仏典特有の意味であろう。ここでの動詞「領」字の意味を「諸余の法門」を「意識の中で支配する」と捉えるならば、漢籍の動詞「領」字の意味と重ねることもできるが、それでも漢籍の動詞「領」字の意味とは違うと考えるのが妥当であろう。「領悟する」という意味がここでの動詞「領」字の意味に当たるのであろう。この意味の動詞「領」字を、「サトル」と訓じているが、まさに「意識して法門を覚る」という意味であり、「サトル」の訓が相応しい。

用例5の動詞「領」字の対象は、「自の身命」である。この対象も抽象的な概念に属しており、漢籍には認められなかった対象である。仏典特有の意味と見るべきであろう。内容は、「自らの身命を自らで支配できない」ということであるから、漢籍の動詞「領」字と同じように「支配する」という意味に解するこ

ともできるが、やはり、先に述べたように、「自らの身命をはつきりと意識する」という意味で、「領悟する」という意味が当たるのであろう。「自分の身命をはつきり意識することができない」という意味であるから、「カヘリミル」という訓が相応しい。これらの和訓は、動詞「領」字の意味に相応しい「井ル」「サトル」「カヘリミル」という和訓を選んでいくようである。

【和語動詞で読まれた例】

- 1 秦州(の)人王陁、身、鷹(の)揚ツカサ(に)任(じ)府(に)在(りて)兵(を)領カムカフ(金剛般若経集驗記 194行目)
- 2 焦策(を)喚(び)来(たり)、領井テ経藏(の)処(に)向(ゆる)(て)(金剛般若経集驗記 543行目)
- 3 領井テ廻カヘリ(て)王、見(ゆ)(金剛般若経集驗記 549行目)
- 4 此(れ)を以(て)之を例するに・「則」諸余の法門をも、皆、意をもて領ル可シ。 (高山寺藏大毘盧遮那成仏経疏 第四 326行目)
- 5 自の身命を領カヘリミ(み)不と・いふ者ハ(高山寺藏大毘盧遮那成仏経疏 第五 500行目)

次に漢語動詞として読まれた動詞「領」字について、意味と

読みの対応関係を確認する。

まず、考察においては、漢語動詞で読まれたか和語動詞で読まれたかを判別する必要がある。以下の用例6は、「レイシテ」とあり、声点も付されているので、漢語動詞で読んだとして問題ない。用例6の『興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝』は、漢音読された資料なので、漢音読みで「領」を「レイシテ」と読んでいる。この他の例は、送り仮名から判断するしかない。送り仮名から各活用形を帰納すると、未然形「セ」、連用形「スル」「シ」(用例8)、終止形「ス」(用例9)、連体形「スル」(用例10)のようになる。已然形「スレ」、命令形「セヨ」の例は、管見に入った用例の中には存しない。これらの送り仮名から全ての用例の動詞「領」字を漢語動詞として読んだということは断言できないのであるが、先の『色葉字類抄』や『類聚名義抄』の掲載訓のうち、これらのすべての送り仮名を包括する和語動詞は見られないことから、未然形「セ」、連用形「シ」、終止形「ス」、連体形「スル」が付される動詞「領」字は、サ行変格活用として、漢語動詞で読まれたと考えてよいであろう。

【漢語動詞で読まれた例】

- 6 副ヲ(去)率(入軽)王(平)文(平)ヲ遣シテ東(平軽)宮(平軽)(ノ)兵(のツハシモノ)、千余人ヲ領レイ(平)シテ手(上)力(入)軽)ニ充(テ)シム。(興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝 卷

7・188行目)

7 若(し) 具に通別の意を領せば「者」、理をば則(ち) 傷(たましむる) こと无(け)む。(法華義疏 序品¹³) 310 頁3行目)

8 願(ハ)クハ領シタマヘ(興福寺藏大慈恩寺三藏法師 伝 卷7・305行目)

9 又、白氈両(上)端(平)讃頌一夾(入)ヲ領ス(興福寺 藏大慈恩寺三藏法師伝 卷7・341行目)

10 領することは(法華經義疏 308頁6行目)

さて、先に示した方針で動詞「領」字の用例を見ると、今のところ管見に入っている限りでは、漢語サ変動詞で読んだと考えられる例は、四一例である。動詞「領」字を和語動詞で読んだ例に比べると、漢語読み例はかなり多いということが、まず動詞「領」字の訓の特徴である。これらすべての用例を示すことはできないので、ここでは、主な例を挙げるに止める。

以下、動詞「領」字の意味によって用例を分類する。

(1) 「統率する」という意味

11 黄(金)山に居セリ。二リノ鬼ヲ領ス。(53ウ 東大寺藏 法華文句¹⁴)

12 善男子、如(し)は刹帝利(の)灌頂大王は、「與」諸

の群臣と四(兵)衆を領して周(ク)巡(り)ては、一切の自(の)・国(の)・城邑聚落山川谿澗園苑田澤陂河池沼曠野叢林鎮邏等の處を觀察す。(49頁4行目 法華經玄贊¹⁵ 卷第

三) 13 三タリの夫人各の二萬の采女を領す。(342頁8行目 法華義疏序品)

14 捷鬪婆と「及」毘舍闍との二部の鬼神を領して弗菩提の人を渡(して)侵害(せ)令(め)不(ず)「也」(356頁14行目 法華義疏 序品)

対象は、それぞれ「鬼」(用例11)、「諸の群臣と四(兵)衆」(用例12)、「二萬の采女」(用例13)、「捷鬪婆と毘舍闍との二部の鬼神」(用例14)である。先に漢籍では、「人」を対象にとる動詞「領」字の意味を「統率する」としたので、ここでもそれに従う。

(2) 「統治する」という意味

15 是の八の王子、威徳自在にして各四天下を領しき。(立本寺本妙法蓮華經¹⁶ 7頁下段4行目)

16 九地の菩薩梵天王と作て二千世界を領す(と)いふ。(357頁23行目 法華義疏序品)

17 四(は)「者」、三千世界を領す。(358頁1行目 法華義疏序品)

18 大集經に云(はく)有(る)魔王は三千世界を領すといへり。(358頁2行目 法華義疏序品)

対象は、それぞれ「四天下」(用例15)、「二千世界」(用例16)、「三千世界」(用例17・用例18)である。先に漢籍では、「国や土地」を対象にとる動詞「領」字の意味を「統治する」としたので、ここでもその分類に従う。

(3) 「領悟する」という意味

19 満慈等い佛印を領する(なり) (147頁14行目 法華經玄

贊卷第三)

20 初には法(を)モテ領す。次(に)は喻(を)モテ領す。後(に)は合(し)て領す。法(を)モテ領するに

二有(り)。(279頁17行目 法華經玄贊卷第六)

21 即(ち)前(の)言(を)領す。是(の)如(き)は、

皆、一佛乘一切種智を得(むが)為(なり) (306頁16行目 法華經玄贊卷第六)

「領悟する」という意味は、仏典のみに見られる。対象は、

「佛印」(用例19)、「仏の言」(用例20・用例21)である。

このように、訓点資料において、動詞「領」字は、一部の和語動詞で読まれた例を除き、ほぼすべて漢語読みがされていると見てよい。つまり、意味によって、和語動詞と漢語動詞に読み分けることはほとんどないといってよい。特に、「統括する」「統率する」「統治する」の意味の差は、ほとんどないにしても、これらの意味と「領悟する」の意味には隔たりが認められるが、この間においてさえ、和語動詞と漢語動詞の読み分けはない。

先に、『色葉字類抄』に「リヤウス」の訓が記されていたことも、この状況と関わるのであろう。意味とは無関係に漢語動詞で読むというのが、訓点資料における動詞「領」字の訓の特徴である。

四 『日本書紀』における動詞「領」字

四一 『日本書紀』における動詞「領」字の意味

『日本書紀』の動詞「領」字は、「統率する」「統治する」という意味で使われている¹⁷⁾。以下、意味ごとに分類して示す。なお、『古事記』には、動詞「領」字は見られなかった。

(1) 「統率する」という意味の動詞「領」字

- 1 宜領八十万神、永為皇孫奉護、乃使還降之。(卷第二 神代下 ①136頁9行目)
- 2 則遣使者喚上出雲国之土部耆伯人、自領土部等、取埴以造作人・馬及種種物形、献于天皇曰、(卷六 垂仁天皇 ①324頁8行目)
- 3 故各領眷属、为一处之長也(卷七 景行天皇 ①348頁14行目)
- 4 則命四大夫、領百寮、令守宮中。(卷八 仲哀天皇 ①412頁7行目)
- 5 爰伐新羅之明年春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豊浦宮。(卷九 神功皇后 ①436頁5行目)
- 6 即命木羅斤資・沙沙奴跪、領精兵与沙白、蓋盧共遣之。(卷九 神功皇后 ①456頁5行目)
- 7 於是其王肖古及王子貴須亦領軍来会。(卷九 神功皇后 ①456頁9行目)
- 8 時命武内宿禰、領諸韓人等作池。(卷十 応神天皇 ①474頁2行目)
- 9 因以奏之曰、臣領己国之人夫百二十梟而帰化。(卷十 応神天皇 ①482頁3行目)
- 10 大山守皇子不知其備兵、独領數百兵士、夜半発而行之。

(卷十一 仁徳天皇 ②24頁5行目)

11 臣先遣東方領物部莫哥武連、領其方軍士、攻函山城。

(卷十九 欽明天皇 ②430頁5行)

12 八月、天皇遣大將軍大伴連狭手彦、領兵數万伐于高麗。

(卷二十一 欽明天皇 ②452頁14行)

13 冬十一月己卯朔壬午、差紀男麻呂宿祢、巨勢猿臣、大

伴嚙連、葛城烏奈良臣、為大將軍、率氏臣、連為禪將、

部隊領二万余軍、出居筑紫。(卷十九 崇峻天皇 ②522頁

9行)

14 是日、以大伴狛連与蘇我日向臣、為將領衆、使追大臣。

(卷二十五 孝徳天皇 ③174頁7行)

これら、「統率する」の意味に分類した例は、対象として「神」「人」を取る動詞「領」字である。1は、「大物主神が八十万神を統率して皇孫のためにお仕えた」という内容である。

2は、「野見宿根が出雲国土部百人を統率して埴土を作った」という内容である。3は、「御木、耳垂、麻剥、土折猪折が眷属を統率して長となっている」という内容である。4は、「皇后が四大夫に命じて、百寮を統率して宮中を守らせた」という内容である。5は、「皇后が、郡卿と百寮を統率して、穴門豊浦宮に移られた」という内容である。6は、「皇后が、木羅斤資、沙沙奴跪に命じて、精兵を統率して沙白等とともに新羅討伐に遣わし

た」という内容である。7は、「王の肖古と王子の貴須が、軍を統率して来た」という内容である。8は、「天皇が武内宿禰に命じて、多数の韓人を統率して池を作らせた」という内容である。9は、「弓月君が、百済の人夫百二十県分を統率して帰化した」という内容である。10は、「大崎皇子が、太子が兵を備えられているのを知らず、一人で数百人の兵を統率して、夜半に出発した」という内容である。11は、「百済王が東方領物部莫哥武運を遣わして、東方の兵士を統率して、函山城を攻めた」という内容である。12は、「天皇が將軍大伴連狭手彦を遣わして、兵士数万人を統率して、高麗を伐った」という内容である。13は、「天皇が紀男麻呂宿禰、巨勢猿臣、大伴嚙連、葛城烏奈良臣を大將軍とし、臣、連を副將軍として、二万人余りの軍を統率して、筑紫に出兵させた」という内容である。14は、「天皇が大伴狛連と蘇我日向臣を將軍にして、群衆を統率して大臣を追わせた」という内容である。

このように、『日本書紀』でも、「神」や「人」を対象に取る動詞「領」字の意味は、おおよそ「統率する」で解釈できるのであるが、若干、問題もある。例えば、用例2は「埴土を作る」という共同作業であり、用例8は「池を作る」という共同作業なので、行為者が統率してその行為を行わせたという意味で解釈できるが、用例5は「宮に移る」という移動を伴う行為を意味しており、また、用例7も「来る」という移動を伴う行為を

意味する。このことから、これらの動詞「領」字の意味は、「率いる」としたほうがよいかもしれない。

先に仏典の動詞「領」字には、「人」を対象とするものに、「率いる」という意味とも考えられる例があり、実際に訓点資料で「キル」と読まれている例もあった。『日本書紀』で、「神」や「人」を対象に取る動詞「領」字は、「統率する」という意味に加えて「率いる」という意味で解されるのかもしれない。実際、後述するように、後代ではあるが、『日本書紀』の訓点資料では「ヒキキル」と読んでいる。

なお、「人」を対象に取る例として、訓点資料で「ウナガス」と読まれる15のような一例が存する。「人民は役人から檢察されるまでもなく、進んで老いたものを助け幼いものを連れて、資材を運び篋を負い、日夜を問わず力を尽くして競って宮の建設に励んだ」という内容である。この動詞「領」字を、訓点資料で「ウナガス」と読んでいることを踏まえて、『新編日本古典文学全集』の頭注では、「領 ウナガス は、法令を頸枷にして、命令に従わない者を檢察し、監督する意。これが、催促する意になるのは平安時代以後で、「名義抄」に「催、促」をウナガスと訓む。「万象名義」に「領、頸也、理也、治也、録也」（中略）「令義解」戸令にも「領」の文字がみえる。」とされる。ただ、「監督する」「檢察する」とは、すなわち「統率する」という意味にも通じるから、15の「領」も意味としては、「統率する」と

して考えてよいであろう。

15 於是百姓之不領、而扶老携幼、運材負簣、不間日夜竭
力争作。(卷十一 仁德天皇 ② 34頁12行目)

(2) 「統治する」という意味の動詞「領」字

16 故、汝專領東国。(卷七 景行天皇 ① 392頁3行目)
17 天皇即遣使、噴讓於上道臣等、而奪其所領山部。(卷十
五 清寧天皇 ② 220頁3行目)

これらは、「国や土地」を対象に取る例である。16は、「御諸
別王が専ら東国を統治する」という内容である。17は、「天皇が
使者を遣わして、上道臣たちを叱責し、統治していた山部を没
収した」という内容である。漢籍で、「国や土地」を対象に取る
動詞「領」字の意味を「統治する」としたが、『日本書紀』もこ
れと同じ意味で使われていると考えてよいであろう。

四―二 『日本書紀』の訓点資料における動詞「領」字の
訓と意味との関係

後代の『日本書紀』の訓点資料では、動詞「領」字に対して、
「ヒキキル」「ウナガス」「ヲサム」の訓が見られる。ここでは、

前項の『日本書紀』の動詞「領」字の意味分類と、訓点資料の
訓を対応させて、動詞「領」字の意味と読みとの関係について検
討する。以下、訓読文(筆者作成)にて、用例を示す。⁽¹⁸⁾

(1) 「ヒキキル」の訓

動詞「領」字を「ヒキキル」と読んだ例は、前項の用例1・
用例10と対応することからも分かるように、「統率する」という
意味と対応する。

1 宜、八十万神タチを領^{ヒキキル}て、永(ニ)皇孫の為に護^{マモ}
奉^{マツ}りて、乃(チ)還降(ラ)使^シメヨ「之」。(吉田本 卷
一 283行目)
2 大山守の皇子、其(ノ)兵(ヲ)備(ヘ)タルことを
知(ラ)不(シ)て、独(リ)領^{モモ}数^モ百^{アリ}兵^ノ士^ヲを領^{ヒキキル}て、
夜^ヨ半^ハニ、発^{ツク}ちて「而」行(ク)「之」。(前田家本 卷十一
40行目)

(2) 「ヲサム」の訓

動詞「領」字を「ヲサム」と読んだ例は、前項の用例18と対
応することからも分かるように、「統治する」という意味と対応
する。

3 天皇、即(チ)使(ヲ)遣(ハシ)て、上道の臣等

「於」噴讓メ「而、其(ノ)所領山部を奪(ヒタマフ)。

(圖書寮本 卷十五 33行目)

(3) 「ウナガス」の訓

動詞「領」字を「ウナガス」と読んだ例は、前項の用例15で述べたように、「統率する」という意味と対応する。この例の動詞「領」字を「ウナガス」と読むことについては、先に、『新編日本古典文学全集』の頭注を紹介したところである。頭注で示されたように、この動詞「領」字の意味としては、「檢察・監督する」であろう。ただし、先にも述べたように、この動詞「領」字も、「百姓」という「人」を対象としていることから、広義として「統率する」に含めることができるだろう。訓点資料では、この「統率する」の意味の動詞「領」字を、移動を伴う行為の場合は「ヒキキル」、移動を伴わない行為は「ウナガス」と読んでいるのではないかと考えられる。

4 於(ニ)是百姓「之」領サレ不シテ「而」老を扶(ケ)、

幼を携(ヒ)て、材を運(ビ)實(ヲ)3負(ヒ)、日夜

ト問ハ不(シ)て力を竭(シ)て争(ヒ)作(ル)。(前

田家本 卷十一 118行目)

このように、『日本書紀』の訓点資料では、動詞「領」字を、その意味に応じて「ヒキキル」「ヲサム」「ウナガス」と読み分けている。ただし、「領ズ」という漢語動詞で読んだ例は、見られない。このことから、『日本書紀』の動詞「領」字は、上代にあっても漢語動詞として読んでいなかったことが推察できる。

五 古記録・古文書における動詞「領」字

(1) 「統括する」という意味

1 以大史奉親、下官中文書領宣旨。仰左大弁、是例也。

(御堂関白記 長和2年4月9日 2巻 328頁)

2 早朝参院御迎、参会朱雀門、兼経持来一条券、是可家領者。而有御本意、尚朝臣可領非可留、早持還返之。(御

堂関白記 長和5年12月12日 3巻 83頁)

3 又云、出家吏并後家共可弁由給宣旨尤可宜、雖不指子孫在後家中、妻領財貨有不令知子孫之者。(御堂関白記

万寿2年2月27日 7巻 91頁)

4 請被停止相撲人等、或申成宣旨、或領本府牒、補神社司、食田畠地利、不勤神事修補事(猪熊関白記 正治2

年7月12日 2巻 131頁)

1の「領宣旨」は、「宣旨を統括する」という内容であろう。
 2の「尚朝臣可領非可留」は、「一条券については朝臣が統括すべきでここにとどめ置くべきではない」という内容である。3の「妻領財貨有不令知子孫之者」は、「出家した国司の妻が財貨を統括しているので、そのことを子孫に知らせるべきである」という内容である。4の「領本府牒」は「本府牒を統括する」という内容である。これらの用例の動詞「領」字の対象は、「宣旨」「一条券」「財貨」「府牒」といった、物品である。動詞「領」字の意味は、これらの物品の管理を「統括する」という意味であろう。

(2) 「統治する」という意味
 「国や土地」を対象に取り、「統治する」という意味を表す動詞「領」字の例は、古文書や古記録のなかには多くは認められない。5の「関白領千代庄等」とは、「関白が千代庄等を統治する」という内容である。6は、「禅室が十刹を治めている」という内容である。対象の「十刹」を、「寺が所有する土地」という観点で捉えれば「統治する」という意味で考えられる。「寺の僧侶」という観点で捉えれば「統率する」という意味で考えられる。「寺の職務」という観点で捉えれば「統括する」という意味でも考えられる。このような例からも、「統括する」「統治する」「統率する」という意味は、それぞれ異なる意味ではなく、「支

配する」という上位的な意味を基にして、個々の場面に即して現われる下位的な意味と考えられよう。

5 禅室領坂門牧・関白領千代庄等雑人越来辛嶋牧、推作田島、致濫吹。(御堂関白記 万寿4年3月27日 7巻 221頁)

6 禅室之栄又珍重々々已領十刹侯。(建内記 文安元年五月十一日 7巻 124頁)

このように、古文書や古記録での動詞「領」字には、「統括する」「統治する」という意味の使用例が認められる。仏典に見られた「領悟する」という意味や、『日本書紀』に見られた「率いる」という意味の使用例は見出せなかった。

六 『源氏物語』の「領ず」

『源氏物語』には、いくつかの漢語動詞が使われているが、「領ず」は、資料1に示すように、24例が認められ、漢語動詞の中で第7位の用例数である。¹⁹⁾

「領ず」が取る対象は、以下に用例に示したように「物品」「人」「土地」に分けられる。以下、対象別に用例を挙げながら、「領ず」の意味について検討する。

【資料1】『源氏物語』の一字漢語サ変動詞と用例数

用	要	孝	調	念
1	1	3	15	67
論	勘	辞	制	奏
1	1	3	12	60
和	感	拜	請	誦
1	1	3	8	48
	死	秘	信	具
	1	3	7	36
	動	弄	臆	怨
	1	3	6	34
	難	先	興	屈
	1	2	4	25
	襟	練	困	領
	1	2	4	24
	服	按	講	啓
	1	1	3	15

(1) 「物品」を対象に取る例 (「物品を所有する」という意味)

1 わざとおかしうしたれば、又こなたにてもこれをごらむずるに心やすくもとりいで給はず、いといたくひめて、この御かたへもてわたらせ給をおしみらうじたまへば、

(総合 562頁8行目)

1の例は、「権中納言が絵画をわがものとして所有する」という内容となる。

(2) 「人」を対象に取る例 (「人を自分のものとして所有する」という意味)

2 もてはなれてはたあるまじきこと、はさすがにおぼえず、かやうにて物をもきこえかはし、おりふしの花もみ

ぢにつけて、あはれをもなさけをかよはずに、にくからず物し給あたりなれば、すくせことにて、ほかさまにもなり給はむはさすがに口おしかるべう両じたる心ちし

けり。(権本 1556頁11行目)

3 おに、もかみにもりようぜられ、人にをはれ、人にはかりごたれても、これよこさまのしにをすべき物にこそあんなれ、仏のかならずすくひ給べき、はなり。(手習 1993頁6行目)

4 さすがにけふまでもあるは、しぬまじかりける人を、つきしみ両じたる物のさらぬにこそあめれ。(手習 1998頁7行目)

2の例は、「薫が八の宮の姫君たちをすでにわがものとしていゝる気持ちになつた」という内容である。3と4の例は、「鬼や神が浮舟をわがものとしている」という内容である。

(3) 「土地」を対象に取る例 (「土地を所有する」という意味)

5 りやうじ給みさう、みまきよりはじめて、さるべき所く巻など、みなたてまつりをき給ふ。(須磨 406頁5行目)

6 むかしは、きみの御をほちなかつかさの宮ときこえけ

るが、らうじ給けるところ、おほむかはのわたりにありけるを、(松風 580頁1行目)

5の例は、「源氏が御庄や御牧を、自分の所有地としている」という内容である。6の例は、「明石の入道の妻の御祖父である中務宮と申す人が邸宅を所有していた」という内容である。

このように、『源氏物語』の漢語動詞「領ず」は、「物品」を対象とする例は、「物品を所有する」という意味になり、「人」を対象とする場合は、「人を自分のものとして所有する」という意味になり、「土地」を対象とする例は、「土地を所有する」という意味になる。つまり、「物品」「人」「土地」いずれの対象をとる場合でも、「所有する」という共通した意味になる。

今まで述べてきたように、中国文献では、「物品」を対象に取る場合は「統括する」という意味になり、「人」を対象に取る場合は「統率する」という意味になり、「国や土地」を対象に取る場合は「統治する」という意味になった。これらの意味は「支配する」という意味を上位に有するのであるが、『源氏物語』の「領ず」の「所有する」という意味とは異なると考えられる。「支配する」という意味には、「他を思いどおりに統括・統率・統治する」という運営や運用という意味的特徴を含むが、『源氏物語』の「領ず」には、「所有」という意味特徴が中心にある。中国文献の動詞「領」字が多義的であるのに対して、「領

ず」の意味は限定的であるともいえよう。この点で、『源氏物語』の「領ず」の意味は、日本特有の意味に変化している、すなわち和語化が生じていると考えてよいであろう。「領ず」には、「所有」という意味特徴を中心として、主体と対象の上位と下位の関係が明らかである。主体と対象の関係が明らかであることは、和文の内容理解において、有効に機能しているということもできよう。

なお、仏典の動詞「領」字に見られる「領悟する」という意味は、『源氏物語』の「領ず」には、認められないことから、もとより、中国文献の動詞「領」字の意味がそのまま漢語動詞「領ず」の意味に反映されているわけではない。

おわりに

『源氏物語』に代表されるような平安時代の和文に使用される漢語動詞「領ず」の成立過程を探るべく検討を行ってきた。その結果、中国文献の動詞「領」字の意味と、漢語動詞「領ず」の意味は、完全な別義とはいえないまでも、意味は異なっていると考えた。中国文献の動詞「領」字は、対象によって意味が異なり、仏典にも特有の意味が認められた。この点、多義的といってもよい。しかしながら、『源氏物語』の「領ず」の意味は、対象が何であるかに関わらず「所有する」という意味に限定さ

れている。

これは、日本の「領ず」が、和文を読解するうえで、たいへん有効に働いていることを示している。つまり、「領ず」とあることによって、主体が所有者で、対象が被所有者・被所有物であることが理解されやすい。主体と対象の関係を明示することは、上位者と下位者の関係が明確であった王朝の物語にあって、たいへん重要な情報であった。「領ず」は、その関係を明示するという点で、王朝物語の中で重要な働きをしていると考えられる。「領ず」の和語化は、この点で大きな意味をなしたのである。

注

- (1) 『字統「新訂」』(白川静著 平凡社 二〇〇四年)
- (2) 『色葉字類抄 研究並びに索引』(中田祝夫 峯岸明共著 風間書房 一九六四年)
- (3) 『日本国語大辞典「第2版」』(日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部編 二〇〇〇年—二〇〇二年)
- (4) 『訓点語彙集成』(築島裕編 汲古書院 二〇〇七年)
- (5) 『類聚名義抄』(正宗敦夫編纂校訂 風間書房 一九五四—一九五五)による。
- (6) 『漢書』『史記』『文選』は、日本国現在書目録に記されており、九世紀末には日本に存したことが知られる。『文選』は推古朝には日本に伝来したと見られ、『万葉集』にもその影響が見られることが指摘されている。『源氏物語』では、源氏が夕霧に史記を講じている。『日本書紀』にも、漢書などの中国の歴史書の影響が指摘されている。

- (7) 本文は、『新釈漢文大系』(明治書院 一九七三—二〇一四)によった。
- (8) 本文は、『和刻本正史3・4』(汲古書院 一九七三)によった。
- (9) 本文は、『新釈漢文大系』(明治書院 一九六三—二〇〇二)によった。
- (10) 本文は、『金剛般若経集験記古訓考証稿』(東京教育大学大学院中田教授国語学ゼミナール学生編 昭和五十年3月)。なお、『金剛般若経集験記』は、中田祝夫博士によれば、平安初期訓点とされる。
- (11) 本文は、『高山寺蔵大毘盧遮那成仏経疏永保点 本文篇』(高山寺古訓点資料 第三 高山寺典籍文書総合調査団 東京大学出版会 一九八六)によった。なお、『高山寺蔵大毘盧遮那成仏経疏』は、永保二年(一〇八二)に加点了された資料である。
- (12) 本文は、『興福寺本大慈恩寺三蔵法師傳古點の国語学的研究』(築島裕著 東京大学出版会、一九六五—一九六七)によった。
- (13) 本文は、『古点本の国語学的研究 訳文篇 改訂版』(中田祝夫著 勉誠社 一九七九)によった。
- (14) 本文は、『東大寺図書館蔵『法華文句』卷第二平安後期点について』(田淵雅生 『訓点語と訓点資料 第八七輯』一九九二)によった。
- (15) 本文は、『古点本の国語学的研究 訳文篇 改訂版』(中田祝夫著 勉誠社 一九七九)によった。
- (16) 本文は、『立本寺蔵妙法蓮華経古点』(門前正彦 『訓点語と訓点資料』別刊4、1968年)によった。
- (17) 本文は、『日本書紀』(小島憲之 他 校注・訳 小学館 一九九四—一九九八 新編日本古典文学全集)によった。なお、返り点振り仮名は省いた。
- (18) 以下の著書により、動詞「領」字の読みを確かめた。『尊経閣文庫本日本書紀 本文 訓点総索引』(石塚晴通編 二〇〇七年)／『日本書紀 圖書寮本』(石塚晴通著 美季出版 一九八〇年—八四

- 年) / 『国宝吉田本日本書紀』(京都国立博物館編 勉誠出版 二〇一四年)
- (19) 『源氏物語』における用例の検索は、『源氏物語大成』(池田亀鑑編著 中央公論社 一九五三)を使用した。本文は『源氏物語大成』校異篇によった。句読点、濁点、会話文の鉤括弧は私に適宜施した。